

しまね版特区 Q & A

Q. どういった制度ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・

地域で自主的に取り組もうとしている地域が活性化する事業や活動が、県の規制によって実施することができない場合に、この制度を利用し、その規制の特例措置を提案することが出来ます。

提案は単なる規制の見直し意見ではなく、地域の切実な声にもとづいたその地域を活性化する計画を実現しようとする中での、規制緩和への提案となります。

県は、申請された計画に含まれる規制の特例措置については、「地域活性化を実現するにはどうすればよいか」という基本姿勢で規制の見直し等を行います。

県での検討の結果、対応可能となった特例措置については、通知等で公表し、提出頂いた計画についても認定し、事業が実施可能となります。

Q. 対象となる規制は？・・・・・・・・・・・・・・・・

可能な限り幅広い規制を対象とします。

条例、規則、要綱など、明文化されているものをはじめとして、運用が規制的であるものや、各種手続きに関する簡素化（提出書類の簡素化など）や、施設の使用制限の緩和等についても対象としています。

ただし、単なる財政的な支援（税財源措置の支援）は除きます。

「規制の内容がわからない」、「この制度の対象とされる規制かどうかわからない」といった場合には、県庁しまね暮らし推進課、西部県民センターまたは隠岐支庁にお気軽にお問い合わせください。

Q. 国の特区制度との違いは？・・・・・・・・・・・・・・・・

国の特区制度は、まず、地方公共団体、民間から「規制等に関する特例措置の提案」を県などを經由せずに直接内閣府が受け付け、各省庁で検討の上、特例措置として認められる場合には、特区のメニューに位置づけます。

次に、そのメニューを利用した「特区計画」を地方公共団体が策定し、認定を受け、実施可能となります。

しまね版特区の制度は、「規制等の特例措置の案」を盛り込んだ地域活性化に資する計画を作成して、県へ申請して頂きます。

よって、国の制度で言う「特例措置の提案」と、「特区計画」の申請を1度に行うこととなり、スピーディーな対応となっています。

また、国の制度では、地方公共団体（県や市町村）しか「特区計画」を申請できませんが、しまね版特区制度では、NPO、住民グループ、民間企業など、どなたでも、地域の活性化に資する事業であれば計画の認定申請することができます。

Q. 計画を作成できない・・・・・・・・・・・・・・・・

「地域でやりたいことはあるが、計画としてまとめることが出来ない。」
「どうも規制があるようだけどよくわからない。」といった場合など、様々なご相談を、県庁しまね暮らし推進課、西部県民センターまたは隠岐支庁にお持ちください。計画づくりのお手伝いや、規制内容の確認など、地域に密着した相談体制をとります。

Q. 国の規制か、県の規制かよくわからない・・・・・・・・

県庁しまね暮らし推進課、西部県民センターまたは隠岐支庁にご相談ください。規制の内容の確認のお手伝いをいたします。

Q. アイディア提案はどんなことでもいいのか？・・・・・・・・

規制等の特例措置に関するアイディア提案は、過去に、自ら地域活性化事業などに取り組もうとした際、県の規制により断念したなど、直接の体験・経験をもとにして、今後の活性化に役に立つと思われる建設的な提案をお願いします。

しまね版特区に関する相談窓口

島根県庁 しまね暮らし推進課地域づくり支援グループ		
松江市殿町1	tel 0852-22-6502	fax 0852-22-5761
西部県民センター 石央地域振興課		
浜田市片庭町254	tel 0855-29-5511	fax 0855-22-5306
西部県民センター 県央事務所 石東地域振興課		
大田市大田町大田イ236-4	tel 0854-84-9581	fax 0854-84-9578
西部県民センター 益田事務所 石西地域振興課		
益田市昭和町13-1	tel 0856-31-9751	fax 0856-31-9525
隠岐合同庁舎内 隠岐支庁県民局地域振興課		
隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	tel 08512-2-9611	fax 08512-2-9626